

平成30年版 国家公務員 給与のてびき — その仕組みと取扱い —

B5判・横組・約480頁 定価：本体4 500円 + 税、送料別

ISBN978-4-908252-23-5 【旧書籍名：国家公務員の給与】

本書は、一般職の国家公務員の給与制度全般について、最新の制度に基づき、事項別にその取扱いの内容をわかりやすく解説したものです。給与実務担当者の日常の給与実務のてびきとして、大変好評を得ております。

本書の内容

平成30年版の主な改正内容

- 「俸給関係」「諸手当関係」「給与の支給関係」についてその内容を事項別に解説
- それぞれの根拠となる法令及び条項を表示
- 給与実務に役立つ事例を掲載
- 「俸給関係」「諸手当関係」「給与の支給関係」に必要な勤務時間・休暇、育児休業等の制度を参考として掲載
- ☆ 民間給与との較差等に基づく給与改定
 - ・ 俸給表（指定職俸給表を除く）の水準の引上げ
 - ・ ボーナスの引上げ（0.1月分：勤勉手当に配分）
- ☆ 平成30年4月1日における号俸の調整
 - ・ 平成27年1月1日の昇給抑制の回復措置(37歳未満対象)
 - ・ 調整の対象から除かれる職員、権衡上調整の対象となる職員等
- ☆ 配偶者等に係る扶養手当の段階的見直し(配偶者に係る手当額の引下げ、子に係る手当額の引上げ等)

(一財) 公務人材開発協会 人事行政研究所 編集・発行

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地 TEL03-3239-8031

(平成27年10月1日、日本人事行政研究所は、公務人材開発協会と合併しました。)

申込書 平成30年版

国家公務員 給与のてびき
— その仕組みと取扱い —

定価：本体4 500円 + 税

ISBN978-4-908252-23-5

(一財) 公務人材開発協会 人事行政研究所 発行
部

お申込み・お問合せは、
全国の政府刊行物センター
全国の官報販売所
全国の書店

取扱い店名

住所〒

貴社名

部署名

担当者名 電話

平成30年版
国家公務員 給与のてびき
— その仕組みと取扱い —

主要目次

第Ⅰ部 俸給関係

- 1 俸給表の種類とその適用範囲
- 2 級別標準職務及び職務の級の定数
(1)級別標準職務 (2)職務の級の定数
- 3 初任給
(1)職務の級の決定基準
(2)号俸の決定
(3)号俸決定の特例
- 4 昇格
(1)昇格の要件
(2)在級期間表の適用方法
(3)昇格の要件の特例
(4)昇格させた場合の号俸の決定
(5)昇格させた場合の号俸の決定の特例
- 5 初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動
(1)職務の級の決定基準 (2)号俸の決定
(3)号俸決定の特例
- 6 昇給
(1)昇給日及び評価終了日
(2)昇給区分の決定
(3)昇給の号俸数
(4)昇給の号俸数の調整
(5)研修、表彰等による昇給
(6)特別の場合の昇給
(7)最高号俸を受ける職員についての適用除外
(8)職員への通知等
(9)平成27年1月1日における昇給の特例
- 7 平成30年4月1日における号俸の調整
(1)平成27年1月1日の昇給抑制の回復措置
(37歳未満対象)
(2)調整の対象となる職員の範囲等
- 8 降給
- 9 特別の場合の号俸の決定等
(1)上位資格の取得等の場合の号俸の決定
(2)復職時等における号俸の調整
(3)俸給の訂正
- 10 俸給の切替え
- 11 再任用職員等の俸給
- 12 任期付職員及び任期付研究員の給与等
〔俸給関係 附属資料〕
 - ・俸給表、各種基準表
 - ・人事評価制度の概要について
 - ・平成30年4月1日号俸調整関係の法令

第Ⅱ部 諸手当関係

- 1 扶養手当 2 住居手当
- 3 通勤手当 4 単身赴任手当
- 5 期末手当 6 勤勉手当
- 7 地域手当 8 広域異動手当
- 9 研究員調整手当
- 10 寒冷地手当
- 11 特地勤務手当及び特地勤務手当に準じる手当
- 12 超過勤務手当
- 13 休日給 14 夜勤手当
- 15 宿日直手当
- 16 管理職員特別勤務手当
- 17 俸給の特別調整額
- 18 本府省業務調整手当
- 19 俸給の調整額
- 20 特殊勤務手当
- 21 初任給調整手当
- 22 専門スタッフ職調整手当
- 23 非常勤職員の給与
〔諸手当関係 附属資料〕
 - ・諸手当支給早見表、日割計算の要否等

第Ⅲ部 給与の支給関係

- 1 給与の支給
(1)支払の原則 (2)支給の方法
(3)給与の減額 (4)俸給の半減
(5)減給
- 2 給与簿
(1)給与簿の作成義務
(2)給与簿の体系
(3)給与簿の様式
(4)給与簿の取扱い
(5)給与簿の検査
- 3 退職者の給与
- 4 派遣職員の給与
(参考1) 平成29年改正法の施行に伴う給与等の特例
(参考2) 勤務時間・休暇、育児休業等
(参考3) 平成27年4月1日の俸給の切替えに伴う経過措置としての差額支給
(参考4) 55歳を超える職員の減額措置について
〔給与の支給関係 附属資料〕
 - ・端数処理一覧表
 - ・給与の支給の計算例